

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	後期高齢者医療保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ふじみ野市は、後期高齢者医療保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

後期高齢者医療保険関係事務においては、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正使用、情報漏えい等の対策として、契約において、個人情報の保護に関する法律及び情報セキュリティポリシーに基づき、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守させ、かつ、受託者から「個人情報の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守確認表」を提出させ、個人情報の保護を積極的に進めている。

評価実施機関名

埼玉県 ふじみ野市長

公表日

令和7年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険関係事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に基づき対象者の資格管理及び保険料の賦課管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定に必要な要件の情報照会
③システムの名称	後期高齢者医療システム 統合宛名システム 電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢宛名情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項、別表八十五の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/>] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表百十五、百十六、百十七の項 (情報提供) なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 保険・年金課
②所属長の役職名	保険・年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 契約・法務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部 保険・年金課
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[<input type="checkbox"/>]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満]</p> <ul style="list-style-type: none">1) 1,000人未満(任意実施)2) 1,000人以上1万人未満3) 1万人以上10万人未満4) 10万人以上30万人未満5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月25日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 500人以上2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月25日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 発生あり2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---------------------------------------------------

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

9. 監査			
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検	<input checked="" type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策		[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	後期高齢者医療システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定されており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月1日	I 1. ②事務の概要	対象者の資格管理、保険料の賦課管理、収納管理、滞納管理を行う。	対象者の資格管理及び保険料の賦課管理を行う。	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	I 1. ③システムの名称	後期高齢者医療システム 特別微取扱理システム 中間サービス・ソフトウェア	後期高齢者医療システム 統合発行システム	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	I 2. 特定個人情報ファイル名	後期高齢者名情報ファイル 後期高齢者別微取扱対象者情報ファイル 別名情報ファイル	後期高齢者名情報ファイル 別名情報ファイル	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	I 4. ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	I 4. ②法令上の根拠	(情報開示) 番号法第19条7号、別表第二の80.81.82の項及び番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、認務省令第75号)第43条 ※別表第二の主務省令81.82の項に係る主務省令未公布 (情報提供) 番号法第19条7号、別表第二の83の項 ※別表第二の83の項に係る主務省令未公布		事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	I 5. ①部署	健康医療部 健康保険課	市民生活部 保険・年金課	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	I 5. ②所属長の役職名	健康保険課長 土屋 浩	保険・年金課長	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康医療部 健康保険課	市民生活部 保険・年金課	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	II 1. 対象人数(計数時点)	平成26年12月1日 時点	平成30年12月12日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	II 2. 取扱者数(計数時点)	平成26年12月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
令和2年1月14日	II 1. 対象人数(計数時点)	平成30年12月12日 時点	令和2年2月3日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和2年1月14日	II 2. 取扱者数(計数時点)	平成30年12月1日 時点	令和2年2月3日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	IVリスク対策-8. 監査	未入力	内部監査	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	表紙-公表日	2019/2/1	2020/2/14	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和3年2月1日	表紙-公表日	2020/2/14	2021/2/19	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和3年2月1日	I 4. ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和3年2月8日	I 4. ②法令上の根拠	(情報開示) 番号法第19条7号、別表第二の80の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、認務省令第7号)第43条	未入力	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和3年2月8日	II 1. 対象人数(計数時点)	令和2年2月3日 時点	令和3年2月19日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和3年2月8日	II 2. 取扱者数(計数時点)	令和2年2月3日 時点	令和3年2月19日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和3年2月8日	IVリスク対策-6. 情報提供	[○]接続しない(入手)	[□]接続しない(入手)	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和3年2月8日	IVリスク対策-6. 情報提供	未入力	十分である	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年1月14日	(情報開示) 番号法第19条7号、別表第二の80の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、認務省令第7号)第43条	未入力	番号法第19条8号、別表第二の80、82、83の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、認務省令第7号)第43条	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年1月14日	表紙-公表日	2021/2/19	2022/1/14	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年1月14日	II 1. 対象者数	令和3年2月19日 時点	令和4年12月27日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年1月14日	II 2. 取扱者数	令和3年2月19日 時点	令和4年12月27日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年1月14日	表紙-公表日	2022/1/14	2023/2/10	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年3月2日	II 1. 対象者数	令和4年12月2日 時点	令和6年3月22日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年3月2日	II 2. 取扱者数	令和4年12月27日 時点	令和6年3月22日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年3月2日	表紙-公表日	2023/2/10	2024/3/22	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和6年3月22日	表紙-個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言(特	個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月25日	I 3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)、第6条第1項、別表第一の59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第5号、認務省令第5号)第46条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)、第3条第1項、別表八(五)の項	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月20日	I 4. ②法令上の根拠	(情報開示) 番号法第19条8号、別表第二の80、82、83の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、認務省令第7号)第43条	(情報開示) 番号法第19条8号に基づく認務省令第2条の規定(百六、百十七の項) (情報提供)なし	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月21日	II 1. 対象者数	令和6年3月22日 時点	令和7年3月25日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月21日	II 2. 取扱者数	令和6年3月22日 時点	令和7年3月25日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月21日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人手を介在させる作業 判別の根拠	-	十分である	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月21日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人手を介在させる作業 判別の根拠	-	人手が介在する場面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のよう対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書類等に保管することを徹底する。 ・施錠書類に特定個人情報が含まれていないからと、施錠書類を保管するのをやめてしまうことの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月21日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	-	3) 偽造のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月21日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	-	十分である	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月21日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	-	後期高齢者医療システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定されており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、これらの対策を講じて、施錠のない書類(USBメモリ等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月21日	I 2. 特定個人情報ファイル名	後期高齢者名情報ファイル 別名情報ファイル 電子申請システム	後期高齢者名情報ファイル 別名情報ファイル 電子申請システム	事前	事務の追加に伴う重要な変更であるため